

梅ヶ枝中央会計

Q.国家戦略特区におけるエンジェルを含む特区等関係の会社への出資に関する所得控除とは
 A.平成27年から、国家戦略特区の所得控除制度が開始します。

【主要な控除制度】

略称	所管法令等	概略(関西での対応等)
エンジェル税制	中小新事業促進法(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年))	経済産業省所管。下記と比較し、試験研究費等要件、キャッシュ・フロー要件が必要。
総合特区税制	総合特別区域法(平成23年)	内閣府地域創生推進室所管。所得控除が可能な「地域活性化総合特区」は関西では、国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区、あわじ環境未来島特区等4特区
国家戦略特区税制	国家戦略特別区域法(平成25年)	内閣府地域創生推進室所管。認定は継続中。「関西圏 国家戦略特別区域」「養父市 中山間農業改革特区」

【国家戦略特区とは】

特区ごとに、「国家戦略特別区域会議(通称:国家戦略特区統合推進本部)」→「関西圏 国家戦略特別区域会議」での「会議開催状況」は第1回~第5回(H27.10.14)、第5回までの「区域計画」はH27/10/29時点では以下のとおり。

法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

1	保険外併用療養に関する特例 関連事業 以下に掲げる医療機関が、米国等において承認を受けている医薬品等であって、のものすべてを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用 ① 大阪大学医学部附属病院(大阪府吹田市) ② 独立行政法人国立循環器病研究センター(大阪府吹田市) ③ 京都大学医学部附属病院(京都市左京区)
2	国家戦略特別区域高度医療提供事業 iPS細胞を用いた角膜再生などを図るため、「(仮称)神戸アイセンター(神戸市中央区)」内に眼科病院(新規病床30床)を開設する。【平成29年度当初の開業を目指す】
3	国家戦略道路占用事業…グランフロント大阪等の公道の活用
4	歴史的建築物利用宿泊事業…篠山市城下町地区等において、古民家等を活用した宿泊施設を営業
5	iPS細胞由来の血小板製剤供給事業 課税の特例措置:活用事業…i)特別償却・投資税額控除、ii)研究開発税制の特例、iii)固定資産税の課税標準の特例 事業の実施主体…(株)メガカリオン(京都市左京区)
6	国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業

	(株)IPSポータル(京都市上京区)が、血液を使用して、業として、iPS細胞から試験用細胞等を製造。
7	国家戦略特別区域限定保育士事業 大阪府がその府内全域において、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。
8	特定非営利活動法人設立促進事業 兵庫県及び神戸市が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2月から2週間に短縮する。
その他…「雇用労働相談センター」の設置…グランフロント大阪 ナレッジキャピタル	

【H27/9/18「国家戦略特別区域基本方針」の一部変更の閣議決定】

内閣府 HP より

国家戦略特別区域基本方針の一部変更について

平成27年度与党税制改正大綱(抜粋)

◎平成26年度に創設した国家戦略特区の税制については、わが国の経済再生に大きく寄与する事業を支援する観点から、特定中核事業の追加等を行うとともに、今後、各区域における実際の事業の実施状況を見極めた上で、特区に認定されなかった地域とのバランス、地方創生や国際戦略総合特区等の他税制との役割分担や整合性等に留意しつつ、引き続き検討する。

なお、特区の事業が十分な効果を発揮するためには、国、地方公共団体及び民間事業者の緊密な連携が必要であり、事業推進のため、地方公共団体をはじめ地方における関係者の自主的な取り組みが求められる。

1. 起業・創業の促進

■エンジェル税制※の要件緩和【新設】※設立間もない一定の企業へ投資した個人に対する税制優遇制度

現行(一般制度)

- ① 設立後、3年未満のベンチャー企業
- ② 営業キャッシュフローが継続して赤字など

国家戦略特区における特例

- (1) 小規模企業(おおむね従業員が20人(商業又はサービス業は5人)以下)
 - ① 設立後、3年未満のベンチャー企業(現行要件と同一)
 - ② 一定の雇用増加かつ、売上高営業利益率2%以下 など
- (2) 農業・医療・バイオ分野の中小企業
 - ① 設立後、5年未満のベンチャー企業
 - ② 売上高営業利益率2%以下 など

2. 地方創生に資する研究開発の促進

■設備投資減税(特定中核事業)の対象事業の追加【拡充】

現行

≪特定中核事業に対する国税措置≫
 ※現行は、先端的医療のみが対象
 ○機械等を取得した場合の特別償却(即時償却)
 ○研究開発税制の特例(法人税)
 即時償却に加え、減価償却費の20%(*)を税額控除。
 (※)H27.4/1より全国措置の拡充に伴い、従来の12%から引上げ。

国家戦略特区税制の拡充

「革新的な情報サービスを活用した農業の生産性向上に係る研究開発」を特定中核事業に追加。

梅ヶ枝中央会計

【参考…現行のエンジェル税制の適用を受けられるパターン例】

原則、株主 A が最大。B 以降は、順次減減。

1/3	1/2	2/3	議決権	エンジェル税制適用検討	エンジェル税制適用対象		
A 83%		B 17%	A…2/3 以上で特別決議	・外部株主要件…B が存在 ・同族会社要件…B	B (除 A)		
A 67%		B 17% C 16%	A…2/3 以上で特別決議	・外部株主要件…B、C が存在 ・同族会社要件…B、C	B、C (除 A)		
A 51%	B 16%	他※ 33%	A…1/2 超で普通決議。拒否権有(1/3 超) A+B…2/3 以上で特別決議	・外部株主要件…B、他 ・同族会社要件…B、C	B、他 (除 A)		
※他株主は最大でも 16%未満							
A 34%	B 17%	C 16%	他※ 33%	A…拒否権有(1/3 超) A+B…1/2 超で普通決議 A~C…2/3 以上で特別決議	・外部株主要件…B、C、D、他が存在 ・同族会社要件…C、他	C、他 (除 A、B)	
※他株主は最大でも 16%未満							
A 34%	B 9%	C 7%	D 6%	他※ 44%	A…拒否権有(1/3 超) A~C で 50%以下に設計 A~D…1/2 超で普通決議	・外部株主要件…B、C、D、他が存在 ・同族会社要件…上位 3 グループで、50%超ではない。	全員
※他株主は最大でも 6%未満							

【同族会社が子会社を設立し、当該同族会社の**社長(同族関係者)**が出資する場合…同族会社 55%、社長 45%】
・同族会社要件で、第 1 位の株主グループには、親会社と社長のグループのみで 100%となり、社長はグループに属しているため、**適用無し**。

【同族会社が子会社を設立し、当該同族会社の**社長(同族関係者でない)**が出資する場合…同族会社 55%、社長 45%】
・同族会社要件で、親会社グループのみで 55%であり、社長はグループに属さないため、要件を満たす。
・外部株主要件で、親会社と社長と同一グループにならない。
→親会社で 5/6 超ではないため、要件を満たす
→**社長はエンジェル税制適用可能**。

(国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定、平成 26 年 10 月 7 日一部変更、平成 27 年 9 月 18 日一部変更)抜粋)

特定事業を行う一定の株式会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例施行規則第 13 条に規定する事業を行う一定の株式会社により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法に基づき**課税の特例を適用できる**。

(国家戦略特別区域法施行規則(平成 26 年 3 月 28 日内閣府令第 20 号)最終改正:平成 27 年 7 月 15 日内閣府令 抜粋)

(法第二十七条の四 の内閣府令で定める特定事業)

第十三条 法第二十七条の四 の内閣府令で定める特定事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 **中小企業者**(中小企業基本法第二条第一項 に規定する中小企業者をいう。次号において同じ。)が行う**第一条第一号イ((1)から(3)まで及び(5))**に掲げる事業に限る。)及びハ並びに第二号に掲げる事業に係るもの
- 二 **中小企業者**が行う**法第十八条**の規定による**規制の特例措置の適用を受ける事業**…農地法等の特例
- 三 **小規模企業者**が行う**第一条第三号**に掲げる事業に係るもの(次条第二号ハ又はニに該当する小規模企業者については、個人からの金銭の払込みを受けて新株を発行するときに、特定株式投資契約の締結日における常時雇用する従業員の数が設立時の常時雇用する従業員の数以上の数を維持しており、かつ、前事業年度末より常時雇用する従業員の数が二人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、一人)以上増加している場合に限る。)

(法第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業)

第一条 国家戦略特別区域法(以下「法」という。)**第二条第二項**第二号 の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる事業であって次に掲げるもの(次号に掲げるものを除く。)
- 二 **高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業**であって次に掲げるもの
- 三 **(1) 放射線療法**その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器の研究開発又は製造に関する事業(これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。)

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成したものでありますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただきますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできませんので、貴社限りとしてご活用ください。

梅ヶ枝中央会計

(2) 高度な細胞の再生及び移植による再生医療(以下この(2)において「高度再生医療」という。)の研究開発又は高度再生医療を行うために必要な物質の培養、製造若しくは研究開発に関する事業(これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。)

(3) 手術補助その他の治療、日常生活訓練その他医療及び介護に関する利用に供するロボットの研究開発又は製造に関する事業(これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。)

(4) 高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十七項に規定する治験をいう。)その他臨床研究に関する事業(これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。)

(5) 情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システム(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)により作成又は保存される診療の記録に関するものを含む。)の研究開発に関する事業(これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。)

三 小規模企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第五項に規定する小規模企業者をいう。第十三条第三号において同じ。)であって、設立時に常時雇用する従業員が五人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については一人)以上の事業者が行う創業及び雇用の促進に係る事業(法第二十七条の四又は第二十八条の規定の適用を受ける場合に限る。)